

# まつもとほうじん

令和2年  
(2020年) 8月号  
第547号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## ふるさとの食シリーズ



### 松本地域のすいか

写真は松本市和田「JA松本ハイランドすいか村」

## - 主な記事 -

税務署定期人事異動..... 2 ~ 4 頁  
 皆さんこんにちは・白倉吉健氏..... 5 頁  
 頑張ってます・後藤美恵さん..... 5 頁  
 法律レポート..... 6 頁  
 ふるさとの食シリーズ、  
 松本山雅FC観戦チケットプレゼント..... 7 頁  
 税務ポイント..... 8 頁  
 後期部会税務研修会ご案内..... 9 頁  
 会員福利厚生制度PR..... 10 頁  
 8月の予定、第107回税制勉強会開催のお知らせ等... 11 頁  
 インフォメーションコーナー、  
 地区トピックス、川柳コーナー、あとかぎ..... 12 頁  
 法人会“やまびこ運動”ご協力のお願い..... 付録  
 テキスト「会社の決算・申告の実務」..... 付録

## ふるさとの食シリーズ

### ～ 松本地域のすいか ～

これから夏本番！美味しいすいかの季節がやってきました。全国有数のすいか生産量を誇る長野県の中でも松本地域は生産が盛んです。火山灰土の地層が広がる松本平西部の松本市和田・新村・今井・波田地区、及び山形村は、標高600～800mに位置し昼夜の温度差が大きく、豊富な日照量が栽培に適しているそうです。毎年この季節には各地のスーパーやJA施設などで、生産者の愛情がたっぷり注がれた美味しいすいかに出会えます。（廣田伸一編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 税務署定期人事異動（令和2年7月10日付）

本年度も7月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では中村署長が退職、高橋副署長が転勤されるとともに、法人会とかかわりの深い法人1部門においては上條統括官、遠藤上席調査官が異動されることになりました。本稿では各部門の動きと併せてご報告いたします。



みやざわ まさこ  
宮澤 正子

## 署長のご紹介

出身地 長野県

### 略歴

平成23年 長野署 総務課 課長  
24年 関東信越国税不服審判所 第一部 副審判官  
26年 東京局 荻窪署 副署長  
28年 局 徴収部 特別整理第三部門 統括徴収官  
29年 糸魚川署 署長  
30年 局 厚生課 課長  
令和元年 局 課税第一部 資料調査第一課 課長  
2年 現職（7月から）

## 着任のご挨拶

松本税務署長 宮澤 正子

一般社団法人松本法人会の皆様方には、税務行政に対しまして日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度の人事異動により松本税務署長を拝命いたしました宮澤でございます。長野県の勤務は平成23年の長野税務署以来であり、松本税務署は初めてですが、松本税務署の周辺には松本城天守と旧開智学校校舎という国宝建造物が建ち並び、自然豊かで歴史あるこの地に勤務できることを大変嬉しく光栄に思っております。

貴会におかれましては、健全な納税者団体として、年間50回を超える研修会、説明会及び勉強会を開催し、正しい税知識の普及に努めておられるほか、青年部が主体となり開催した租税教室では1700名以上の小学生に租税教育活動を行い、その活動を発表した法人会全国青年の集い大分大会「租税教育活動プレゼンテーション」では優秀賞を受賞したと伺っております。また、女性部が作品募集を行う「税に関する絵はがきコンクール」には300を超える作品が出品され、租税啓発活動

に積極的に取り組まれているほか、献血活動、清掃奉仕、チャリティー募金活動、令和元年台風第19号災害に対する義援金などの社会貢献活動にも力を入れられており、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ていると承知しております。

さて、私ども国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、国民の皆様からの理解と信頼の下、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、国際的な租税回避や悪質な納税者には適正な調査・徴収を通じ厳正な態度で臨んでおります。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出を控えるなど期限内に申告をすることが困難であった方に対する確定申告期限の柔軟な取扱いや、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する納税の猶予制度など、これまで経験のない様々な課題に直面しているところですが、今後も税制上の措置について積極的に広報を行うとともに、納税者からの相談には親切・丁寧に対応していきたいと考えております。

また、令和元年10月から消費税及び地方消費税の税率が10%へ引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。令和3年10月からは消費税の適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。私どもといたしましては、納税者の皆様が法改正の内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告納税を行えるよう、制度の円滑な実施及び定着に向けた周知・広報・相談等に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

貴会の皆様方が、税務行政のよき理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。今後とも、松本法人会の皆様と一層の連携・協力を図り、税務行政の更なる円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



## 離任のご挨拶

前署長 <sup>なかむら</sup> <sup>あき お</sup> 中村 明雄

本年7月まで2年間にわたり松本税務署長としてお世話になりました中村でございます。

今般の人事異動時に定年退職を迎え、皆様とお別れをすることとなりました。

松本税務署在勤中は、神澤会長をはじめ役員、会員、事務局の皆様には、税務行政に対する深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。松本の地で皆様と巡り合うことができ、有意義かつ楽しく一緒に仕事をさせていただきましたこと、深く感謝申し上げます。

思い起こしますと、消費税軽減税率制度の周知に多大なるご協力をいただきましたこと、また、女性部創立40周年記念に参加させていただきましたこと、そして、青年部は全国青年の集いで関信代表として優秀賞を受賞され、私も微力ではありましたがプレゼンビデオに参加させていただきましたことなど、様々な出来事がよみがえってまいります。このような皆様の活動に改めて敬意を表する次第です。

後任署長には、松本法人会の皆様の活発な会活動、税務行政に対する絶大なるご協力の数々を伝えさせていただきましたので、今後も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今般のコロナ禍により、多くの人々が大きな影響を受けておりますが、1日も早く、これまでの日常生活が戻り、経済が回復していくことを心より願っております。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご発展を祈念いたしまして離任のあいさつとさせていただきます。お世話になりました。

## 着任者略歴（敬称略）



<sup>こざわ</sup> <sup>のぶゆき</sup> 小澤 伸之 副署長（法担）

略歴

出身地 愛知県  
平成23年 名古屋国税局 総務部人事第一課 任用第一係長  
24年 大垣税務署 法人課税第二部門

統括国税調査官

25年 名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 主査  
26年 名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 国際税務専門官  
27年 津税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官  
28年 名古屋国税局 課税第一部 審理課 総括主査  
29年 名古屋国税局 総務部 人事第一課 課長補佐  
令和2年 現職（7月から）



<sup>おおひら</sup> <sup>としえ</sup> 大平 寿枝 税務広報広聴官

略歴

出身地 長野県  
平成25年 松本署 管理運営第三部門 上席国税徴収官  
28年 松本署 総務課 課長補佐

30年 松本署 管理運営部門 連絡調整官  
令和2年 現職（7月から）



<sup>はにゆうだ</sup> <sup>ひでゆき</sup> 羽生田 英幸 法人課税第一統括官

略歴

出身地 長野県  
平成29年 局 調査査察部 調査第六部門 主査  
30年 局 調査査察部 調査管理課

情報技術専門官  
令和元年 信濃中野署 法人課税部門 統括国税調査官  
2年 現職（7月から）



<sup>しんばら</sup> <sup>はるお</sup> 新原 春雄 法人課税第一上席国税調査官 法人会担当

略歴

出身地 長野県  
平成21年 木曾署 調査部門 上席国税調査官  
27年 伊那署 法人課税第二部門

上席国税調査官  
29年 松本署 法人課税第三部門 上席国税調査官  
令和2年 現職（7月から）

さあ！ネットで申告・納税  
イータックス（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務署定期人事異動 転入・転出一覧表 (関係分・令和2年7月10日付)

新	転 入 (敬称略)	旧
署長	宮澤 正子	局 課税第一部 資料調査第一課 課長
副署長 (法担)	小澤 伸之	名古屋局 総務部 人事第一課 課長補佐
税務広報広聴官	大平 寿枝	管理運営 連絡調整官
特別国税調査官 (法人担当)	樋口富貴男	長野署 特別国税調査官(法人担当)
法人一統括官	羽生田英幸	信濃中野署 法人統括官
法人二統括官	清澤 源之	飯田署 法人二統括官
法人五統括官	清水 正	局 総務部 税務相談室 相談官
法人課税 連絡調整官	加藤新一郎	浦和署 特別調査情報官 上席調査官
法人一上席 (法人会担当)	新原 春雄	法人三 上席調査官

新	転 出 (敬称略)	旧
退職	中村 明雄	署長
浦和署 副署長	高橋 泰明	副署長
諏訪署 管理運営二統括官	小澤 英里	税務広報広聴官
退職	名取 公仁	特別国税調査官(法人担当)
局 総務部 人事第一課 人事専門官	上條 俊一	法人一統括官
浦和署 法人六統括官	長部 眞幸	法人二統括官
新発田署 法人統括官	清水 賢明	法人五統括官
古河署 法人二統括官	矢野 和成	法人課税 連絡調整官
長野署 法人課税 上席調査官	遠藤 敏夫	法人一上席 (法人会担当)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください!

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

松本法人会では今年も“法人会やまびこ運動”をスタートしております。五年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。

大変厳しい状況下ではございますが、今月号の



広報誌に「やまびこ運動ご協力をお願い」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確認いただきご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～法人会やまびこ運動って何?～

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。

ご協力よろしくお願ひ申し上げます!!



皆さん  
こんにちは♪

アンジェリカ

松本市美須々

代表 白倉 吉健 氏

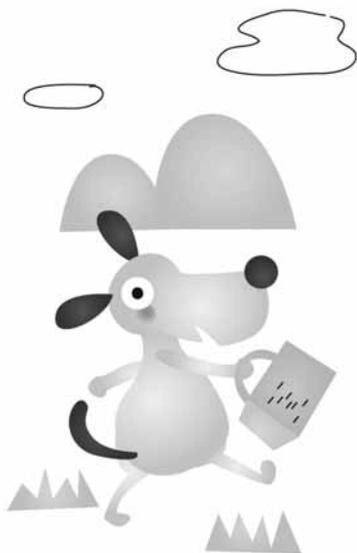
『お客様を喜ばせたい』

松本市美須々にあります「弁当仕出し」を生業とする、創業10年になりますアンジェリカの代表白倉吉健さん。10代から飲食業界に入り修行を積

み、現在まで30年以上になる。以前はパスタを中心としたレストランとして大勢のお客様に親しまれていたが、現在は、役所・官庁、企業を中心に昼と夜のお弁当を毎日配達している。

「お客様を喜ばせたい」という気持ちで、既製品を使わず手作りにこだわる。仕入の仕方一つで違い、長年かけて積み上げてきたノウハウを持っている。営業は得意ではないので、食べていただいた方が満足することを大事に中身で勝負したいと言う。500円からお客様のご予算に応じた内容で100%オーダーメイド。ご注文いただくこと

自体ありがたいので、「お客様第一をモットー」にご要望に最大限応えたいと、仕事に向かう姿勢を覗かせる。休日も取らず働き続けてきたが、最近は週一日程度休みが取れ、趣味の車をいじったり、山を走って楽しんでいるようです。(山口吉孝編集委員)



頑張ってます!!

『お客様のお役に  
立つために』

(株)アクセス  
塩尻市広丘高出

後藤 美恵 さん

塩尻市広丘高出の保険代

理店、株式会社アクセスの後藤美恵さんにお話を伺いました。平成19年に創業された同社では「全てのお客様に“あんしん”と“安全”をお届けし続けます」という理念を従業員の皆さんが共有し、保険を通じてお客様のお役に立てるよう日々、皆さんお仕事をされています。

今回お話を伺った後藤さんは営業を担当。保険に対するお客様から求められる品質は、時代の流れと共に多様化しているそうですが、後藤さんはお客様のお話をしっかりと伺い、お客様の「保険に関する価値観」を把握し、大切にしながら専門知識を踏まえた「あんしん」と「安全」をお伝えすることを心掛けていたとのこと。忙しい毎日を過ごされていますが、時間が取れた時にはゴルフやお料理でリフレッシュされています。

今回取材に伺って感じたことは、とても社員の皆さんの雰囲気良かったということ。「お客様のお役に立つ」という共通の目標に向かい、チームワーク良く働かれている姿を短い時間で見たが垣間見ることが出来ました。後藤さん、そしてアクセスさんの益々のご活躍をお祈りいたします。(廣田伸一編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

## 法律レポート

# 新型コロナウイルスにおける中小企業の労務管理 —若しあなたの会社の従業員の感染（陽性）が判明したら？—

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



- (1) 感染拡大防止の観点から、感染者である従業員を休業させる必要があります。賃金に関し、雇用契約上の給与、労基法26条の休業手当の支払は不要です。（健康保険の傷病手当金制度は利用可能）社内及び社外への感染拡大防止のために、濃厚接触者の有無の確認や、社内の消毒等その他の必要な危機管理措置が必要となります。
- (2) 従業員が濃厚接触者である場合には、感染拡大防止のために社内その他の人と接触する職場での勤務は避ける必要があります。  
未だ具体的な症状はなく、在宅勤務が可能な職種は在宅勤務にさせ不可能な職種は自宅待機をさせます。賃金については、在宅勤務の場合は通常通り支払い、自宅待機の場合は休業手当（労基法26条）の支払いが必要な場合があります。日々の健康状態についても報告をさせ、会社も状況把握が必要となります。
- (3) 従業員に、新型コロナウイルス感染の疑い（咳や発熱等の症状が出て）があれば感染拡大防止の観点から自宅待機を命じることが可能です。自宅待機を命じる基準としては、37.5度以上の熱がある、起床時の検温の結果、平熱+1度以上である、又は咳等体調不良がある、のいずれかが基準とされています。休業手当（労基法26条）の支給は法律上は不要と考えられております。
- (4) 新型コロナウイルスに感染した者、感染の疑いがある者、又は濃厚接触者である者を、休業又は自宅待機させた場合、職場へ復帰は感染拡大の恐れがなく、通常どおりの労務提供が可能または職場での勤務可能と会社が判断できた時点となります。具体的基準は日本産業衛生学会が示しているものが参考となります。
- (5) 感染者(感染の疑いのある者が陽性であった場合を含む)の復帰については発熱等の症状軽快から24時間後にPCR検査（1回目の検査）を受けて陰性が確認され、1回目の検体採取から24時間後にさらにPCR検査（2回目）を行い、2回連続で陰性となった場合は退院できるという医学的な基準があります。従業員が退院等の時点での健康状態に照らし、担当する業務を支障なく行えるかどうか主治医の見解を踏まえつつ企業が判断することになります。
- (6) 感染の疑いがあったものの、新型コロナウイルス感染症との診断に至らなかった者の復帰について、  
1) 疑いある症状後に少なくとも8日が経過している。  
2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること等の判断が必要となります。
- (7) 濃厚接触者の復帰については感染者との最終接触日から14日間の自宅待機中に健康状態の観察が必要で、その間に具体的症状が出れば、保健所の指導を受けつつ、PCR検査を受けるほか、然るべき治療行為が行われることが必要となります。
- (8) 企業が従業員に医師の陰性証明書や医療に関する証明書を業務命令により求めることはできないと解されており、無理にこれを求めることはパワハラに該当する恐れもあるので注意を要します。
- (9) 社内に新型コロナウイルス感染やその疑いがある者、又は濃厚接触者が出たことを社内公表する場合は、個人情報保護法の要配慮個人情報に該当します。社内での情報共有の場合には第三者提供に当たらないので本人の同意は不要となります。但し企業はかかる情報に基づいたハラスメントや差別等が生じないように留意すべきです。
- (10) 新型コロナウイルスに感染した従業員が接触したと考えられる取引先に対し、その旨の情報提供をする場合は取引先への情報提供は原則として本人の同意が必要となります。但し取引先での二次感染防止等に必要性が認められれば、情報の利用目的による制限との関係でも本人の同意がなくても公表又は提供が可能なケースもあります。
- (11) 新型コロナウイルスの影響により業務が大幅に縮小しているため、従業員に対して特別休暇を付与したり、諸手当や賃金等をカットする必要に迫られた場合、労働者に有利な労働条件の変更であれば、規則の変更も合意も必要ではありませんが、不利益変更になる場合には合意が必要となります。（従業員に対する説明を尽くして理解と協力を求め、個別の合意を得ることがベターであります。）

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝  
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F  
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

## 【ふるさとの食】シリーズ⑤

夏の果物といえば「すいか」という方も多いのではないのでしょうか。みずみずしく、シャリシャリとした食感、そして最高の甘味。そんなすいかの栽培が盛んな長野県（政府統計：2018年作物統計調査で全国5位）の中でも松本地域は一大産地となっています。その歴史は昭和10年頃、旧波田町の高木茂雄さんという方が、新しい地元の特産品を探す中で、すいか栽培を始めたことからスタートしたそうです。地質や気候などが元々栽培に適していた環境であったこと、なにより多くの農家の方々が熱心に試行錯誤を重ね、努力を続けてきたことで、現在は松本市波田地区を中心に一大産地が誕生したそうです。

最後に、地域の農業を支えるJA松本ハイランド

## ～子どもも大人も大好き♪夏の風物詩～ 「松本地域のすいか」

農業協同組合さんのHPに「おいしいすいかの見分け方」が示されているので、ご紹介いたします。

～おいしいスイカの見分けかた～

- ・しま模様の境目がはっきりしていること。
- ・しま模様が雷のようにならんでいること。
- ・しま模様を触るとでこぼこしていること。
- ・へたがついている上のへこみが大きいこと。
- ・小玉よりも大玉。

などがおいしいすいかの見分け方のポイントです。叩いたときの音で判断するという方法もありますが、熟練者でないと聞き分けるのが難しいといわれています。（以上「JA松本ハイランド農業協同組合HP」より）

（廣田伸一編集委員）

## 2020シーズン

# 松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

再開されたJリーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

### 【注意事項】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・観戦の際には、事前にチケット裏面の「座席登録フォーム」から、座席及び個人情報登録をしていただく必要がございます。また、「接触確認アプリの事前インストール」が求められます。
- ・今回は8月15日[vsアビスパ福岡]、8月29日[vs徳島ヴォルティス]のチケットです。以降、運営会社よりチケット受け取り次第、ご案内いたします。なお、15日分は広報誌発行の都合上、

お届けが直前となります。郵送先にご注意ください。

### 【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先（住所・電話番号） ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、8月11日(火)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。）

### 『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
J2リーグ 12節	8月15日(土)	アビスパ福岡	18:00
J2リーグ 15節	8月29日(土)	徳島ヴォルティス	18:00

【お問い合わせ】 法人会事務局（電話：0263-35-8080）

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>149</sup>〕

新型コロナウイルス感染症により、  
期限までに申告等が困難な場合の個別  
の申告期限延長の手続き等について  
(法人税・地方法人税・法人の消費税)

**Q** どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

**A** 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。体調不良により外出を控えている方がいること。平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること。

感染症拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること。

感染症拡大防止のため外出を控えている方がいること。

○また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

**Q** 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

**A** 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。

つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

**Q** 申請や届け出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

**A**

法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

**Q** 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

**A**

別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。

源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に、「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告等の提出日となります。

申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされますので、納付をする場合は期限にご注意ください。

(注) 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、税務署に申請手続きが必要になりますので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

参考

関東信越国税局猶予相談センター

0120-948-249【受付時間】 8:30～17:00(土日祝日を除く。)

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 令和2年度 後期部会税務研修会

## 『テーマ：令和2年度税制改正（緊急経済対策による税制改正を含む）と会社の決算・申告の実務のポイント』

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、下記の安全対策を講じての開催となります。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたしますので皆様のご参加をお待ちしております。（参加をご希望されます方は事務局まで事前のお申し込みをお願い申し上げます）

日程	部会等	会場	時間
9月1日(火)	塩尻部会	中信会館「エマーブルホール」	15:00～16:30
3日(木)	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～16:30
4日(金)	松本Aブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
8日(火)	松本Bブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
9日(水)	筑北部会	筑北村商工会	15:00～16:30
10日(木)	松本Cブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
15日(火)	三郷・梓川・堀金部会	安曇野市商工会 三郷商工会館	15:00～16:30
16日(水)	松本Dブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
17日(木)	山形・朝日部会	山形村商工会	15:00～16:30
18日(金)	川手部会	安曇野市商工会 明科商工会館	15:00～16:30
24日(木)	豊科・穂高部会	安曇野市商工会 豊科商工会館	15:00～16:30
28日(月)	松本Eブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30

～安全対策につきまして～

- 会場の収容定員の半分程度以内の参加人数を目安とする
- 人と人との物理的距離の確保
- マスク着用、手指消毒、換気の徹底
- 事前申込制（本会事務局まで）
- 参加者の把握（氏名・事業所名・連絡先）
- 体調不良、発熱症状のある方にはご遠慮願う

～旧松本市内部会会場「松本市駅前会館」につきまして～

旧松本市内部会を対象とした研修会場は、安全な会場設営の観点から、本年度は会場を『松本市駅前

会館4階』としておりますのでご注意ください。

【松本市駅前会館（松本市歯科医師会館）】

- ・住所 松本市深志2丁目3番21号（☎33-2966）大同生命松本ビル西口（ホテルブエナビスタ側）道路を、北方面に約200m程の位置にございます。駐車場がございませんので、お車でお越しの方は近隣のパーキングをご利用いただけますようお願い申し上げます。

～事前申し込みのお願い～

参加をご希望されます方は、恐れ入りますが本会事務局まで事前のご連絡をお願い申し上げます。

事務局電話番号：0263-35-8080

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

暑中お見舞い申し上げます

「消費税申告一声運動実施中」



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



**DJIDO** 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829



AIG 損保  
法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府防災の上乗せ補償	ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト(総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS(事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険(企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
飲食物品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償	GPI(生産物品質保険・CPI限定型)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk®

**AIG 損害保険株式会社**  
URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先  
松本支店 〒390-0814  
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ  
**ネット医療相談サービスのご案内**



本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年7月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

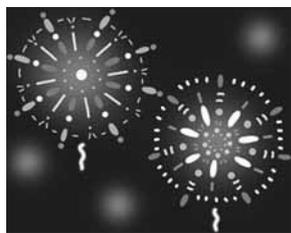


お問い合わせ

株式会社メディカルノート  
support@medicalnote-qa.jp

## 8月の予定

3日広報委編集会議 4日法人会献血活動（青年部8月例会） 5日税制委グループ会議  
12～14日事務局夏季休業 19日常任理事会、役員大会 20日女性部幹事会 26日第107回税制勉強会



### 令和2年度 常任理事会・役員大会

日 時 8月19日（水）14:00～17:20  
会 場 ホテルブエナビスタ  
常任理事会 14:00～14:50  
役員大会 15:00～17:20  
(1)会議 15:00～16:10  
(2)税務講話 16:20～17:20  
講師：松本税務署長  
宮澤 正子 氏

決算説明会（法人税・消費税の説明会/7月決算法人対象）開催中止のご案内

8月28日（金）に予定しておりました決算説明会は誠に恐れ入りますが中止とさせていただきます。なお、資料をご希望されます方は事務局（電話：0263-35-8080）までご連絡をお願いいたします。

### 第107回 税制勉強会開催のお知らせ

貸倒引当金と貸倒損失の処理、新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い等

本年度も税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日 時 令和2年8月26日（水）  
午後2時～3時半  
会 場 大同生命松本ビル1階第一会議室  
講 師 松本税務署 担当官  
受講料 無料  
お申込 必ず事務局（0263-35-8080）までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みとして、当会では各種行事を開催する際に次の点に留意いたします。

- ・（会議・研修会等）会場の収容定員の半数程度以内を参加人数の目安とする
- ・（会場設営時）人と人との物理的距離の確保
- ・マスクの着用、手指消毒
- ・会場内の換気
- ・参加者の把握（氏名・事業所名・連絡先）、健康状態確認

### テキスト

## 『令和2年度 会社の決算・申告の実務』をお届けしました

広報誌今月号にテキスト『令和2年度 会社の決算・申告の実務』を同封しております。こちらは例年、毎月開催しておりました「決算法人説明会」の際に使用していた資料です。ご承知の通り、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、同研修会を開催できておりません。そこで、この度全会員企業の皆様にお届けいたしますので、是非ご参考にしていただければ幸いです。

### 【掲載内容】

- ・決算申告事務の流れ
- ・決算調整（決算調整、課税所得金額の計算、減価償却等）
- ・申告調整
- ・特別な課税と税率（グループ法人税制、同族会社の留保金課税等）
- ・申告手続等
- ・法人税申告書検討表
- ・勘定科目別にみた源泉所得税のチェックポイント
- ・消費税等の概要
- ・令和2年度法人税関係の主要改正項目一覧



# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジタル写真機

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大開生命松本ビル5F  
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0639

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 松本駅に『楽都まつもと夢ピアノ』設置



地元の音楽家や松本へお越しいただいた方々に自由にピアノを弾いていただくことを目的に、松本駅東西自由通路に設置されました。この「ストリートピアノ」は、10年ほど前イギリス・バーミンガム市内の街角に設けられて以降世界中で拡がりを見せ、松本では(一社)まつもと夢ピアノが、ロータリー財団の地区補助金などを活用して実現しました。(山口吉孝編集委員)

(本号編集委員: 山口吉孝 廣田伸一)



世界の工場と言われた中国から発症した新型コロナウイルス。なぜ、中国だったか。世界は、中国の労働力を頼りに「もつともつと」の経済優先による政策が「過度な依存と過剰な拡大」を生み出してきました。日本を見ても、物は余り食料の廃棄などが問題になっています。この過度・過剰を「手放す」ことが、この事態からのメッセー

## ぶんのお弁当

安心・安全・健康にこだわり  
40品目以上 7種類のおかずが入った  
日替わりメニュー

## ぶんのお弁当

おひとつから職場へお届けします!



デラックス弁当(500円)



ヘルシー弁当(400円)

## ぶんのお弁当

松本市中央2-10-15 電話88-3883  
詳しくは <http://glsler.page.link/bun>

スマホでご注文できます



<https://glsler.page.link/bun>

## 川柳コーナー

密をさけ

農耕接触の

日々送る

政治家を

こ嫌いするか

コロナ菌

トラベルは

一字違いで

トラブルだ

無筆

## あながき

新型コロナウイルスの脅威は、全世界に影響を及ぼし「時代の潮目」となっています。いずれウイルスは収束します。しかし、「その後私たちはどう生きるか?」それは多くの人が感じていることではないでしょうか。もしかしら新型コロナウイルスは、戦う敵ではなくて未来からのメッセー

### 個人情報取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回 1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社